

直接請求等に必要な選挙権を有する者の数

(単位:人)

直接請求等の種類		必要署名数	
地方自治法の規定による直接請求	条例の制定又は改廃請求(第74条第1項) 監査請求(第75条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,811
	議会の解散請求(第76条第1項) 長の解職請求(第81条第1項) 主要公務員の解職請求(第86条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	311,317
	議員の解職請求(第80条第1項) 区選挙管理委員の解職請求(第86条第1項)	各区の選挙権を有する者の総数の3分の1	※
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による委員の解職請求(第8条第1項)		本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	311,317
市町村の合併の特例に関する法律の規定による請求	合併協議会設置の請求(第4条第1項、第5条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,811
	合併協議会設置協議の投票の請求(第4条第11項、第5条第15項)	本市の選挙権を有する者の総数の6分の1の数	281,756

※各区の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
71,874	80,416	74,887	62,582	35,639	66,875	30,485	38,243	63,082	39,432

【参考】札幌市各区選挙人名簿登録者数

令和8年9月1日現在

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	計
男	96,276	113,367	105,564	88,199	48,070	91,644	42,763	52,558	85,821	54,867	779,129
女	119,344	127,881	119,095	99,547	58,846	108,979	48,690	62,170	103,425	63,428	911,405
計	215,620	241,248	224,659	187,746	106,916	200,623	91,453	114,728	189,246	118,295	1,690,534